

# 月刊 社会教育

## 特集 いま「食べる」を学ぶ

かがり火 食料を安定確保するためには何が必要か — 野見山敏雄

○「人新世」の食と農をめぐる学び — 朝岡幸彦

○随筆／古典芸能で識る「地球にやさしい食と農」 — 稲田和浩

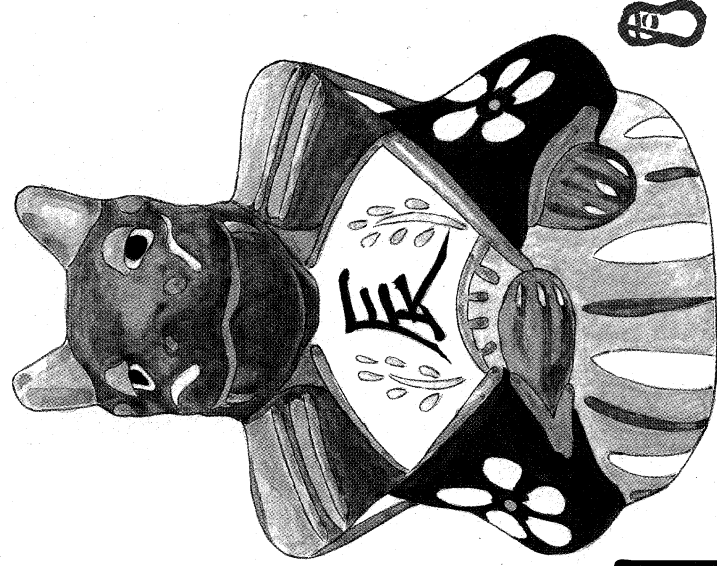
○学校給食費の無償化と給食を食べる権利の保障に向けて — 石山雄貴・石川伸次

◇長野県飯田市・遠山郷の食×体験から地域力アップ — 小池真沙美

◇富山地域のNPO法人きんたろう倶楽部の実践とそこからみえてきたこと — 田開寛太郎

◇都市農業の課題と未来 — 三城明子・上尾信也

◇食と農の分断をこえるために — 若原幸範



■韓国の識字教育をめぐる動向 金 侖貞  
◎第62回社会教育研究全国集会(関西集会)総括報告

食料を安定確保するためには何が必要か



## 野見山敏雄

のみやま・としお

世界では激烈化する気象災害やロシアによるウクライナ侵略に端を発して、食料、エネルギー、その他農業生産財などの価格が上昇する状況が続いている。一方で、わが国の食料自給率38%（2022年度の供給熱量ベース）という状況下で、食料輸入が断絶した場合、東京や大阪といった大都市の住民が食料確保の困難に最初に遭遇するのではないかと危惧している。

いうまでもなく、人間が生存するのに必要な要素は空気（酸素）、食料、水である。生命維持に欠かせない食料の確保を日本はこれまで他国に依存していたが、それが難しくなっている現実がある。

2024年1月に開会される通常国会に、新しい食料・農業・農村基本法（新基本法）案が提出される予定である。現行基本法が1999年に施行されてからすでに約25年が経過した。基本法政策審議会・検証部会が作成した「中間取りまとめ」（5月29日）をたたき台として、同政策審議会は「答申」（9月11日）を作成し、農林水産大臣に提出した。

それによれば、今後20年間の変化を見据え、現行基本法の基本理念と主要施策を見直す構えで、食料、農業、農村、環境に関する基本的施策を列挙している。答申の目玉として、食料安全保障を前面に掲げてその施策を平時と不測時に分けて明記しているが、食料自給率の位置づけは「国内生産と消費に関する目標の一つ」と現行基本法よりも低下し、食料自給率向上の抜本的な対策の強化などの言及はない。

食料を安定的に確保するために重要な施策は、第1に国内農業生産の維持・拡大。第2に安定的な輸入。第3に備蓄である。これらの施策を適切に組み合わせるとともに、消費者と生産者の関係強化により地産地消を推進し、国産農林水産物の消費を拡大することが重要である。食料自給率が低いことや、以前のような食料確保が容易ではないことをわれわれは自覚し、他人事ではなく自分事としてとらえて学び、行動するときに来ている。

（東京農工大学名誉教授）